

古松係長：【開会】

山田理事：【あいさつ】

古松係長：【出席者紹介、資料確認】

中島課長：【これまでの経過について説明】

右田会長：先ほど、山田理事からあいさつがあったが、今年最後の月で大変お忙しい中、また、足下が悪い中をお集まりいただき、ありがとうございました。それでは、腰を下ろして進行にあたらせていただく。最初のページに本日の次第がある。メインは一つ、先ほどから説明があったが、次期大阪市障害者支援計画及び大阪市障害者福祉計画・素案ということで、これが本日の議題だ。今も、細かくこれまでの経過を説明いただいた。つまり、3月以降のワーキングの皆さま方の度重ねての会議、とりわけ、地域移行ワーキングでは、実際、施設を訪問して聴き取り調査を実施していただいたということで、随分の回数を重ね、努力をして、本日、この素案がある訳だが、それだけに、内容は、すでに本日までに手許に届いていると伺っているが、随分内容豊富なので、大きく読んでいただいていることを前提に、事務局から素案の構成、概要等、区切りをつけて説明をいただきたいと思う。よろしく願います。

中島課長：【資料3、資料4に沿って説明】

右田会長：ありがとうございました。本当に長い、約1時間かかる説明で、事前に読んでいただいていることを前提としても、内容を全部理解頂くのはなおかつ大変な、とりわけ後半部分は数値がずっと出ているが、今日出席の、健康福祉局のみならず、関係部局の力投をお願いせざるを得ないような、豊富な内容になっている。これについては、限られた時間だが、後ほど質問等を伺うことにして、まず、ここに至るまで計画策定で随分ご苦労いただいた計画策定・推進部会での議論について、三田委員からその内容を報告いただきたい。これも限られた時間で申し訳ないが、よろしく願います。

三田委員：さっき会議の開催状況をご覧いただいたように、かなり頻繁に集まって、月に何度もという時もあった、外に出て行って調査ということもあった。かなり活発な議論が行われたということ、まず一つ報告すると、その背景に、いろいろな制度が、今変わりつつあるということ、けれども、相談支援事業の現場が人手不足だったり、いろいろなことで大きな不安を抱えているということもある。そういう中で、どこまでがどの人たちの仕事なのか、不安を抱えている事業所のみならず、当事者や家族の不安に、どう向かって行くのかというのが背景にあったのが一つ。だから、実は、まだまだ時間をもっと必要だったかなというのが、率直なところだと思っている。ただ、それでもたくさんの会議

を開催したので、もしかしたら、予定では1回や2回ですむのだったかもしれないが、まだ話し合いが足りないということで、何度も何度も場を設定していただいたのは、ありがたかったと思っている。もう一つ、この前の委員会でも申し上げたのだが、私は地域移行のワーキングにも関わっていたのだが、その地域移行は、知的・身体分野だが、精神の退院促進事業の検討会議とは、結局一度も合同で会議をできなかったというのが、ちょっと心残りに思っている。そろそろ障害を分ける時代ではなくなっている中だし、重複している人もいて、お互いに率直な意見が持てるような形がよかったかなと、私自身は思っている。いずれにしても、当事者、事業者、いろいろな人が本当に時間を作って、たくさんの時間を費やして、話し合いができたのが、本当によかったと思っている。

右田会長：ありがとうございます。冒頭にも言ったように、現場の調査等でご苦労いただいたが、大変簡潔な報告で、また後ほど個別に質問があるかもわからない。よろしく願います。それでは、自立支援協議会での意見等について、大谷委員から。

大谷委員：それでは、私の方から、地域自立支援協議会での議論についての報告をさせていただきたい。大阪市は、かねてよりケアマネジメントの体制整備を、組織的に行ってきており、自立支援法の成立とともに地域自立支援協議会を立ち上げてきた訳だ。特に、必要な人に必要なサービスを届けるためには、発見する仕組みだとか、あるいは相談が届く仕組みだとか、そういうところを、各専門職、医療、保健、福祉、あるいは就労の関係者が集まっただいて、そういったネットワークを作る中で、昨年数回会議をしたし、3回のあり方ワーキンググループとして、どうあるべきかということで議論、検討してきた。そんな中で、この施策推進協議会の中で3点ほど要望というか、議論が出てきているので、お伝えしたいと思う。まず、計画相談、ケアプランを立てる見込み量が、計画の中でも示されている訳だが、その供給体制、相談支援員の体制整備が、これは大阪府が中心なのだが、養成がきちっとできるだろうか、それを担うだけの報酬単価がまだ示されていないので、実際に、必要な人に必要なサービスを届ける、発見する、その相談に、そういう事業所や相談員が、実際どのぐらいできるのか。数値目標としては上がっているけれども、その辺のところは、今後とも、しっかり方策を見据えて行かなければならないだろう。介護保険の場合だと、ケアマネジメントはきちっとセットされているので届くが、障害の方は、今後3年間でできるだけそういう形に近づけるということで、事業者、相談事業のところはどうなるか、一つのポイントだろうと議論した。2点目が、就労支援と生活支援、計画の文章としては章が分かれているのだが、就労と地域生活支援というところがどう連携して行くのか、これが一つ重要なところだろう。これは個人的な意見だが、自立支援協議会の中に部会を設けて、共有する、連携する場を設けてはどうか。それが2点目だ。それから3点目、先ほど事務局からもあったが、障害児の支援のあり方が、制度改革で大きく見直しがされている。その中で、市町村で発達支援センターというものを作って行かなければならない。あるいは、児童の相談支援事業を今後ともやって行かなければならないというのがある。そうすると、法の趣旨からいうと、児と者の連続性があるので、シームレス、途切れないサービスを展開していくためには、児童と大人の垣根を取り払っていく

ような仕組みも、この自立支援協議会の中で作って行かなくてはならないのではないかという意見もあった。といったところが、3点ほど、自立支援協議会としては、今後の施策の中で考えていただければありがたいのかなあということで、議論をしたところだ。一応、報告はこれで一旦終わらせていただく。

右田会長：ありがとうございました。かなり具体的に、そしてシビアな問題が出てきているようだ。それでは、これまでの事務局からの報告内容、今のお二人の委員から論点、課題も出されたので、まず、次期計画の全体について、皆様方がいろいろ疑義をお持ちかもわからない、質問もあるかと思うので、これについて質疑を開始したいと思うが、いずれにしても、ここの会場は5時までで、この時間を守ってくれと言われている。予定よりもちょっと時間がオーバーしているが。それでは、全体といっても、一挙に全体に行く訳にはいかないので、まず、次期計画の第1部、総論部分について質疑をさせていただいて、それから第2部の各論、それから第3部の障害福祉計画の三つに分けて質疑を開始させていただきたいと思う。それでは、まず最初に、次期計画の第1部、総論部分について、質問、意見等をいただきたいと思う。

中尾委員：この計画の中に、「センター」がものすごく多い。各区相談支援センター、各区保健福祉センター、市レベルになると、地域活動支援センター、児童発達支援センター、就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、職業リハビリテーションセンター、大阪市障害者職業センター、地域障害者職業センター、まだまだいっぱい書いてあるのだが、これらのセンターというのは、市民に基本的に認知されているのか？今、この計画の中には、どういう役割を担って、どういう状況でというのはいくらか書いてあるのだが、果たして全部認知されているのかどうかということをはとまず知りたい。

東一部長：そうしたら、簡単に。今、いくつかのセンターを言っていて、それぞれ、国の法律で決まっている部分であるとか、制度で決まっている部分、それから、仮称で、これから大阪市が障害者の相談支援センターという形で作って行きたいと思っている部分、さまざまな形がある。分野も、子どもの部分、大人の相談の部分、それから国の労働の部分、それぞれの分野、また、区レベル、市レベル、もう少し広いレベル、いろいろな形のセンターが混じった形であるので、なかなかわかりにくいというか、市民にとったら、全部役割がきちっと把握いただいているかということ、なかなか難しい点があると思うが、それぞれの圏域レベル、対象レベルで、それぞれのセンターが役割を果たしている。認知度というと、保健福祉センターとかこども相談センターみたいにものすごく認知されている部分と、まだ認知が行き届いていない部分、それから、来年4月の法律でこれからやっと動いて行くセンター、いろいろな形があるので、その辺については、切り分けをして、必要であれば、わかるような形で表にするなり、周知していくことも可能と思っている。認知度合については、さまざまだ。

右田会長：今の質問は、確かに重要だと思う。周知されているかどうかという点も含めて、一つの大きな課題だと思うので、ちょっと、今、即答は。その時々につけた名前、名称として、センターというのは使っていると思うので、大変貴重な意見をいただいたので、大きな検討課題として、国がどうこうというより、大阪市独自にどうするのか、それから、周知の問題は周知の問題として、どういう周知の方法があるのか、また、やっけて行くのか。すでにやっけているところはあると思うので、その点、よろしくご承りいただきたいと思う。それでは、他にどうぞ。

西滝委員：中尾先生の質問と少し関連だが、大阪市にはセンターがいろいろあると思うが、必ずしも十分だとは言えない。例えば、聴覚障害者の手話通訳センター、法的には、情報提供施設というのだが、他の政令市はみんな持っているのだが、大阪市は、どうしてか知らないが、手話通訳制度については、非常に冷淡な状況がある。センターが揃っているように受け止められたら困るので、ひとこと言わせてもらおう。

右田会長：今の発言も含めて、センターという限り、そこで全部わかるようにしなければいけないという気持ちだと思うので、とりあえず、この問題は重要な検討課題として取り上げるといふことで、他のサイドの質問をお願いしたいと思う。

中尾委員：7ページに、第3期の計画推進にあたっての基本的な方向ということで、ライフステージに沿った支援、自立支援協議会でシームレスなという表現もあったが、初めの方の障害のある人の高齢化に伴いということにもあるように、現在のところ、基本的には65歳以上になると、障害者自立支援法における介護給付ではなくて、介護保険が優先されるということになる。その部分と、一番最初に書いてある部分、大阪市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との連携を図りますという部分に関して、非常に総合的な文章が書いてあるのだが、介護保険との部分とかはどうなのか？

池田課長：今の質問だが、委員が言われたように、基本的には、65歳以上の人については、介護保険を優先させていただくが、例えば、その介護保険の給付内でどうしても生活に支障が生じるという場合については、区の保健福祉センターを通じて個別に協議をいただいて、必要な部分について、障害者施策部が、自立支援法の給付を決定するという形を取っている。

中尾委員：そのような内容が、この3行の文章で出てきているか？私は、障害者の人を見ていると、65歳を境に障害者施策がものすごく冷たくなるような感じがある。介護保険優先だということで、これはもう高齢の話になるということになるので、その辺を踏まえて、今言われたような、就労支援も全部含めて、障害福祉サービスに関して、もう少しきっちりと、高齢になってもやっけて行くのだというような部分があるのではないかと思うが。「円滑な移行が課題となっており、障害の特性に応じた必要な支援を継続して行い」と書いてある。この部分をもう少し具体的に書いてもらえればと思う。

右田会長：ありがとうございます。貴重な意見をいただきました。まさに、高齢者の自立ということを一方向で言いながら、ということだ。三田委員は、先ほど十分言い切れていないというような？実態調査に出られて、それと関連して、この1部のところでいくつか。

三田委員：地域移行を推進するという意味でも、障害のある人の高齢化の問題についても話し合った。これは1部ではないが、先ほど、地域移行は施設や病院から地域に出ることを支援するのみではないとしたのは、不必要な入所、入院を避けるための支援だといった時に、家族の介護がもうギリギリになった時に、入所や入院ということになってしまうということで話し合ったのだが、先ほど中尾委員が言われたように、シームレスなどというのは、制度が介護保険優先になるということはもちろんだが、慣れた支援者が突然来なくなって、別の事業所になってしまうとか、あるいは、65歳の前にかなり高齢化の状態になった時に、高齢者の介護について、障害の分野の人が、もう少しわかっておいていただきたいという声があるとか、そういうこともたくさん出て、簡単に円滑など書いてあるが、さまざまな面があると思っている。あと、65歳以降に障害を持った人が、まずは介護保険に行く可能性があったりすると、つまり、例えばさっきの自立支援協議会でも、高齢者の支援をしている人たちとのネットワークづくりというのを、どこが拠点になるかわからないが、そういうことも考える時代になってきているのかなあとと思っている。

右田会長：ありがとうございます。それでは、2部の各論に移らせていただくが、ボリュームが多いのでいろいろな議論があると思うが、どなたからでも。

西滝委員：2部の前に、1部なのだが、よろしいだろうか。障害者の権利条約、あるいは改正された障害者基本法が、どうして素晴らしいかということ、障害当事者の意見が本当に十分こめられている。そういう立場から言うと、ちょっとお役所的な総論だなと思う。例えば、権利条約でも、基本法でも、手前味噌で言う訳ではないが、手話というものが言語として認められた、コミュニケーションの大事さというのがちゃんと法文上あった。今までは、コミュニケーションは空気みたいどこにでもあるから、関心がなかったが、コミュニケーションは基本的人権だという考え方を総合福祉部会でも確認しているところだ。だが、この文章を見ると、例えば権利条約について、3ページに簡単にまとめて一つで終わっている。これだけではちょっとさびしい。やはり役所の書いた文章は、リアリティが足りないなと思っている。

右田会長：今のは、表現そのものに問題があるということか？この文章では、十分、本来の障害者の自立と社会で生きて行くためのコミュニケーションの問題を、きちっと書き切れていないということか？事務局は、その辺りを簡単にお答えいただければ。

西滝委員：基本法が8月にスタートしたが、その中の障害者政策委員会は、当事者が参画して、自分たちのことを決めることだ。その精神が感じられない。

右田会長：それでは、この点をどう考えて、どの辺りに盛り込んでいるのか。

東一部長：この計画の議論が始まってから基本法の改正等があったのだが、私どもとしては、基本法の考え方を踏まえてということについては、きちっと入れているのと、今後、障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法の整備が進められるであろうということについても、それを踏まえてということでの大きな捉え方でさせていただいて、個々の内容についてまで入っていない。ただ、計画の対象とか、計画の理念の中には、国の基本法、それから今後の内容になるが、権利に関する条約のことも念頭にということで入れているので、その辺でお含みいただけたらと思う。

右田会長：基本法の趣旨を受けて、この計画をこういう内容にしているということだが、表現として入れろということか。例えば、8ページの「権利擁護の視点に立った取組の推進」、この辺りに表現として少し入れる方がという意見か？

西滝委員：また別のところだと思う。入れるとしたら、7ページの「生活支援のための地域づくり」かな。先生は入れてもいいとお考えか？

右田会長：今の発言は、私自身、三田先生、大谷先生のところで、それぞれ議論があったと、お二人の先生方は、基本的にそれを踏まえてまとめていただいていると思ったので、だから、表現がまずいということなのかと、今の発言を受け止めていた。従って、表現がまずいということであれば、章を起すということではなくて、障害者の主体性ということ、具体的に障害者の主体性を発揮するという考え方、または、自立とは何かというようなことをここで基礎に据えながらという表現の問題ではないかと、今の発言を受け止めた。議論としてはあったはずだと理解したので。それでは、事務局から。

東一部長：2部の方になるが、10ページの「共に支えあって暮らすために」。そこに、基本法の改正を踏まえてということで、コミュニケーションに障害のある人たちに対してという形の表現で、具体的に入れているので、その辺で。前の方は、一応、総論という形でご理解いただけたらと思っている。

右田会長：2部ではまずい、1部にその基本的な考え方をはっきり出して欲しいという発言だった。2部には入っている、2部の最初に入っている。それではまずいか？

西滝委員：2部には入っているのでいいのだが、一般的に、1部が大事だ。

右田会長：そういう意味だろう。だから、2部に入れているのなら、それを1部に、はっきり文言として、もう少し障害者の主体の側からの視点を明確にしろという意見だろう。

(そうだ。) わかった。では、事務局にお願いだが、若干、ここの表現を変えるというので、私に一任していただけないか。

東一部長：それではお任せする。

右田会長：これは、基本的な方向なので、今おっしゃったような意見であれば、ここでもう少ししっかり書き込んでも、特に問題ないと思う。これだけの膨大な内容になっている訳だから、前期計画とどう違うかというのが随分確認事項に出ているように、内容はすごくたくさん盛り込まれている訳だ。それなら、ここの前文にあたる第1部も、もう少し重みのあるものにしてもいいのではないかと思うが。ごめんなさい、私が意見を言っただけなのに、ついつい言ってしまって。

佐藤委員：2ページの計画の基本理念の辺りを、もう少し、先生のおっしゃっているように充実していただけたらと思う。

右田委員：とにかく、預からせていただけるか。私はいらないとやっている訳ではないので。それでは、三田先生、大谷先生と相談の上で、表現方法について。もちろん、事務局とも相談させていただくが。それでは、時間のことを申し上げて、私もつらいのだが、第2部の各論部分についての意見をいただきたいと思う。

三田委員：私も関わってきたので、文章を変えてくれとか、異議を申し立てることではなくて、議論の中で何度も何度も出てきたことなので、もう一度確認ということで伝えたい。こういう議論があったという確認でお話をしたいので、答は結構だ。18ページ、(3)虐待防止のための取り組みということで、6月に制定された虐待防止法を踏まえて、これから、今まで待たれていた権利擁護の部分が変わって行って欲しいという期待をもって、ワーキングの皆さんとも話し合ってきたのだが、そのイのところにある「擁護者等による障害者虐待への対応」というところの初めに、「区保健福祉センターと障害者虐待防止センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図ります」と書かれている。虐待防止法が出てきて、虐待防止センターの設置ということが求められてきているのも知った上なのだが、唐突にこのセンターの名前が出てきていて、実態がどういうものかというのがどこにも書いていないというところで、現場の相談支援の人たちから、どこがここを担うのかについての不安がかなり出ていたという報告が一つと、連携すべきというか、一緒に対応にあたってもらう区の保健福祉センターが、どのような形でそのための準備をしていくのかというのが、関心を持たれている内容だったというところで、まだ、これから絵が出てくるのだと思うのだが、非常に大事な機関なので、さっきの中尾先生のセンターの話で申し訳ないが、センターの名前と役割は書いているのだが、実態は全くないという中で、今後、これについては、現場の意見、あるいは実情を反映しながら、区のセンター、公的な機関と一緒に作って行くものだというものとして、今の段階ではそういう認識だということを確認させていただければと思っている。

右田会長：貴重な意見をありがとうございました。

西滝委員：今の三田委員のお話を受けて、やはり関連だが、虐待については、病院が大きな役割を持っていると思う。虐待が見つかった病院で通報することが必要と言われているが、虐待が見つかった時に、医者が親に説明をする時に、ちゃんとコミュニケーションができなくて、子どもが死んだという事件が、大阪市でも実際にあった。だから、虐待の通告も必要だが、まず、病院でのコミュニケーションの保障、医者と親とのコミュニケーションの保障が必要だと思うのだが、細かく書き込むのは難しいと思うが、病院の役割がもう少し見えてきたらいいのではないかと思う。

右田会長：ありがとうございました。これも、意見としていただいておく。まず、どんどん意見を出してもらおう。

中尾委員：47 ページ以降、第 5 章の地域で安心して暮らすためののところ。49 ページに、介護職員における医療的ケアの文言について入れていただいたのと、「地域精神医療体制の整備」のところで、精神疾患の防止の部分を入れていただいて、ありがたく思う。ただ、7 ページにもあるが、49 ページの「医療的ケアの体制整備」のところで、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、一定の教育を受けた介護福祉士」と書いてあるが、教育で、介護福祉士のカリキュラムの中に入って、介護福祉士にやらせることができるのは平成 27 年からなので、今のところは研修なので、ここは研修の方がいいと思う。そこで、基本的に言って、介護職員が喀痰吸引とか経管栄養のことをする場合、必ず訪問看護師がいる訳だ。訪問看護師が同伴する、一緒に行くという条件が付いてくる。そこで、48 ページに「障害のある人が安心して適切な医療を受けられるよう、今後も継続的に取り組むとともに、医療費助成の充実について他都市の事例を研究します。また医療費助成制度が、国の制度として統一した基準を設けて実施されるとともに、対象範囲も拡大されるよう、今後とも国等に働きかけます」と書いてあるが、基本的に、重症の障害児の人たちが、喀痰吸引や経管栄養を在宅サービスで受けるという状況だ。現在、乳幼児の医療費助成に関して、我々医療者が診療所でやる場合には公費助成が出るが、訪問看護ステーションが訪問看護サービスを提供した時には、対象外になっているので、現時点においては、訪問看護を入れようと思っても、自己負担分が非常に高くなるということもあって、なかなか入れにくいということがある。これから介護職員が行う時に、安全を確保するために、やはりこの部分に関しては、訪問看護ステーション協議会もよく言っているが、できれば大阪市内で、乳幼児医療費助成に関して、訪問看護サービスも入るような方向でやっていただきたいと思う。訪問看護は、あくまでも介護保険優先だということで、医療保険ではないということが云々されるのだが、できればそこを入れていただくことによって、在宅で治療している重症の心身障害児の人たちが、安心して暮らせるということになると思うので。これは、文言の変更ではなくて要望なので、よろしくお願ひしたい。



右田会長：他にいかがか？よろしいですか？それでは、ちょっと急いで申し訳ないが、第3部の計画の部分について、ご意見、ご質問を。とりあえず3部に行って、また時間を見ながら戻ってもいいと思うので。では、質問が出るまでにちょっと戻って、今、中尾委員からあった要望について、事務局の考えが何かあれば、出していただけるか？要望ということなので、どういう風に処理して行くか。第3部で質問があれば、どうぞ出してください。

西滝委員：53ページの地域移行のところだ。更生福祉センター、金剛コロニーから80人地域移行ということだが、これについては、例えば、80人のグループホームなりケアホームを、大阪府が設けるという意味合いなのか？80人の扱いというか、80人をどのように移行するのかということをお教えいただきたい。

中島課長：53ページの、金剛コロニーの80人の目標については、現行の第2期計画の目標数値として上げているものだ。おっしゃる通り、グループホームによる地域移行なり、地域で生活していくためにグループホームに移っていただくなり、あるいは、家族と在宅なりがあるが、西滝委員がおっしゃった通り、グループホーム等の整備を進めているが、その中で地域移行を進めて行くとは考えている。

右田会長：だから、グループホームに移行？

中島課長：すべての人がグループホームということではないかとは思いますが、大阪市としても、グループホームを確保できるような目標数値も上げながら、この80人も、グループホームで確保できるような形でしているが、この80人については、第2期福祉計画の中で、砂川、金剛コロニーからの地域移行者80人を加えたという文言にしている。この目標数の取り組みについては、当時、大阪府と大阪市が合同で実施していた地域移行支援センターを実施して、そこでグループホームを作ってもらいなり、グループホームに入った人への日中活動の場を探してもらいなりをしながら進めてきた。そういう人の数として、80人を現在の計画の中で盛り込んでいるところだ。

右田会長：それでは、他にいかがか？

大谷委員：ちょっと教えて欲しいのだが、57ページの福祉施設から一般就労の目標値340なのだが、これは、2期では達成しているのか？なかなか難しい？

中島課長：340人というのは、現在、第2期計画の中でも数値目標として上げている。これについて、現在、達成には至っていない。従って、引き続き340人を、今後とも就労に移行する数として、目標数値に上げたいと思う。

大谷委員：実績としては？それと、もう1点だが、コミュニケーション支援が、3年間にわたって人数が各年407人で固定されているのだが、この部分は？

中島課長：コミュニケーション支援については、手話の派遣事業などの利用数を見込んでいるが、現在の利用者数を、そのまま派遣件数として推移させていただいている。だから、現状の派遣数については確保して行きたいということで上げている。ただ、これが上限ではないので、ニーズがあれば増えて行くのかと考えている。それから、先ほど大谷委員からあった、福祉施設からの一般就労の現状だが、22年度末現在、294人になっている。

中尾委員：質問させていただきたいのだが、55ページの退院促進のことだが、退院支援を中止・中断された人は12人ということで、この12人がなぜ中止・中断されたのか、寛解まで入っていて病状が安定していたにもかかわらず、病状が悪化したのか、それとも地域での受け入れが悪かったのか、その辺は？

中村課長：精神障害者の地域生活移行支援事業、病院からの推薦に基づいて、具体的に地域に帰っていただく事業だが、その中で、ここに書いたように、この間、12人の人が途中で中止または中断されたと。理由はさまざまあるが、最終的には家族の反対だとか、いわゆる受け皿というか、住まいの確保ができなかった人、本人の退院意欲、退院阻害要因の中で半分ぐらいは本人の退院意欲が、かなり長期に入院している人なので、退院阻害要因として、退院意欲がないという人。そう言ったことで、さまざまあるが、多くは受け皿の問題、それから家族が反対、本人の退院しないという判断ということで、残念ながら12人の人が中止・中断ということだ。

右田会長：ボリュームが多いので、今日、まだ聞きたいけれども迷っている人もいるかもわからないので、事務局まで問い合わせさせていただいても結構だし、それから、中尾委員からの要望についてはちょっと当たらせていただいて、どうさせていただくか相談したいと思うので、よろしく願います。その時には、両委員、またよろしく相談に乗ってくださるようお願いする。それでは、他に意見がないようならば、先ほども言ったように、遅ればせながらだが、今週中ぐらいならまだ受け付けてくれると思うし、十分検討の余地はあると思うので、どうぞ、事務局なり、私なりへ伝えていただきたいと思う。これで、一応いろいろな意見をいただいたということで、本日予定されている議題はこの1件だったので、これで終了させていただいて、事務局にお返ししたいと思う。ご協力、ありがとうございました。

東一部長：皆さまには、膨大な量を一遍に出して、熱心にご審議いただいた。ありがとうございました。今日いただいたご意見については、また会長と相談させていただきたいと思う。この計画については、年末ぎりぎりになるかと思うが、パブリックコメントという形で、広く市民の方々からの意見をいただくという手続きに移らせていただきたいと思っている。パブリックコメントは一月設定しているが、あわせてパブリックコメントで寄

せていただいた意見、また、国の動向等もあるので、そういったこと、また、私どもの方で予算審議も踏まえて、最終取りまとめの作業をさせていただきたいと思っている。だから、今日改めて意見をいただいたものについては、状況によっては、パブリックコメントとあわせて、最終的な調整の中で調整させていただくということになる部分もあるかと思うので、その辺については了解いただきたいと思っている。委員の皆さま方には、そういった点を踏まえて、3月頃になると思うが、この協議会を開催させていただいて、最後の審議をお願いするという形になるので、引き続きよろしくお願ひしたいと思う。今日は本当にありがとうございました。

古松係長：それでは、これをもって、障害者施策推進協議会を閉会させていただく。本日は、誠にありがとうございました。